



県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (令和5年2月7日版、Ver. 5)

新型コロナウイルス感染症について、長期的な対応が求められる中、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

本ガイドラインを参考に、各学校の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策をお願いいたします。

(本ガイドラインは、最新の知見や状況等を踏まえ、随時、更新いたします。)

【目次】

| 項目 | 内容 | 本ガイドライン 頁 | 文部科学省 マニュアル頁 | 別紙 |
|----|---|-------------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 地域の感染レベルと感染症対策 | 1 | 13～18 | 1－1 【変更】 1－2 【変更】 2 |
| 2 | 校内体制の整備と役割分担 | 2 | 19 | |
| 3 | 報告・連絡・相談体制の整備 【変更】 | 3 | | |
| 4 | 学校における感染症対策の概要 | 4～5 | 21～49 | 3 |
| 5 | 健康観察の徹底 【追記・変更】 | 5～6 | (22～24) | 4 【変更】 5 【変更】 |
| 6 | 基本的な感染症対策の徹底 (1) 手洗い (2) 咳エチケット (3) 清掃・消毒 | 7～8 | (24～32) | |
| 7 | 換気 【追記】 | 9～10 | 33～37 | |
| 8 | 身体的距離の確保 | 10 | 37～39 | |
| 9 | マスクの着用 【追記】 | 10～12 | 40～42 | |
| 10 | 感染者等が発生した場合の対応 (1) 感染者が発生した時 【変更・削除】 学校・保育PCR検査について 【削除】 (2) 感染が疑われる者が発生した時 【変更・削除】 (3) 濃厚接触者が発生した時 【変更】 | 12～20 (12～18) (18) (19～21) | 61～75 | 6－1 【変更】 6－2 6－3 【削除】 7－1 【削除】 7－2 【削除】 8－1 【変更】 8－2 8－3 9 10 11 |
| 11 | 児童生徒のワクチン接種について | 20～22 | | |
| 12 | 出席停止の取扱い 【追記】 | 21～23 | 45～47 | |
| 13 | 連絡先 | 24 | | |

主な改訂箇所について

1 項目3 報告・連絡・相談体制の整備について

- ・ 県立学校からの感染者発生第1報等の報告方法を変更した。
- ・ 休日・夜間等の連絡先の変更

2 項目5（1）家庭における健康観察

- ・ 同居の家族に未診断の風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてくださいについて追記した。

3 項目5（2）学校における健康状態の把握

- ・ 登校時の健康状態の把握には、「健康観察シート」（別紙4または5）またはアプリなどを活用します。を追記した。
- ・ 【学校で（登校時を含む）児童生徒等の発熱や風邪の症状を確認した場合】
軽症の場合は抗原キット等を活用し自己検査、自宅療養をすすめます。
症状がひどくなる場合、希望する場合は医療機関への相談を勧めます。を追記した。

4 項目7 換気

- ・ （5）エアコンを使用している部屋を追記

5 項目9 マスクの着用

- ・ マスクの着用については、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じ、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う。を追記した。
- ・ また、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、留意が必要です。を追記した。
- ・ ◆屋外では原則マスクの着用は不要です。
（会話をする際に、十分な身体的距離が確保できない場合には、マスクの着用を推奨します。）を追記した。
- ・ ◆屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用は必要ありません。を追記した。
- ・ ◆体育の授業及び運動部活動においては、マスクの着用は必要ありません。を追記した。

6 項目10（1）感染者が発生した場合の対応

- ・ （削除）また、令和3年5月以降の感染急拡大により～
- ・ ②保健体育課への第一報

教頭は、**イメージ図③**に従い、保健体育課へ感染者発生~~の~~報告をFORMSに入力します。に変更した。

- ・ ⑤ーア
(削除) また、保健所や学校・保育 PCR ～
- ・ ⑥保健所から濃厚接触者等の特定を求められた場合は、別紙 6－2 を参考に、保健所が提出を求める内容を確認した上で、別紙 10 等を活用し資料を作成する。に変更した。
- ・ ⑥' 削除
- ・ ⑧「学校・保育 PCR 検査支援チームへ提出したリストに掲載した者」を「感染リスク場面での接触がある者」に変更した。
- ・ エの「及び⑥'」を削除
- ・ オを削除
- ・ カ 校長は、感染リスクの高い場面での接触があると特定された者について、PCR 検査等の結果判明、または、最終接触日の翌日から 5 日が経過するまでを出席停止措置とします。に変更した。
- ・ 「⑩報告について」を削除し、「⑩感染者に対する配慮等」に変更
- ・ ⑫→⑪感染者の再登校について に変更
感染者は、発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に 8 日目から登校が可能となります。
学校においては、感染者の登校可能日について、「保護者等から口頭により確認」をしてください。に変更した。

7 項目10 (2) 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・ ④
【感染者発生に備えて】
「保健所や学校・保育 PCR 検査支援チームとの連絡相談等」を削除した。
②「接触者リストを作成」を「感染リスクの高い場面での接触がある者を確認します。」に変更した。

8 項目10 (3) 濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・ 自宅待機 (健康観察) 5 日間に修正した。

9 項目12 出席停止の取扱い (感染・濃厚接触者以外の場合を含む)

- ・ 濃厚接触者に特定された者の出席停止期間を 5 日間に修正した。
- ・ 児童生徒等に症状等はないが、同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状が見られる者。未診断を追記した。

1 地域の感染レベルと感染症対策について

文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下、衛生管理マニュアル)において、新型コロナウイルス感染症の発生時の学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により判断することとされました。

現在、令和4年11月30日に沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から示された「沖縄県警戒レベル判断指標及び事象」の第1段階から第4段階の流行状況を踏まえ、各県立学校が所在する地域の感染レベルに応じた感染対策を行うことになっております。

- ◆レベル別の感染症対策については、別紙1-1、1-2(令和4年7月22日版)にとりまとめましたので、御確認いただき、拡大して掲示する等、御活用ください。
- ◆別紙2「レベル別の感染症対策のチェックリスト(令和3年11月12日版)」も併せて御活用ください。
- ※ 別紙等は県教育委員会 HP「新型コロナ関連情報(保健体育課)
<https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/singatakorona.html>」からダウンロードできます。

【お願い】

今後の各県立学校が所在する地域の感染レベルについては、教育委員会が各学校へ連絡しますが、そのレベルの判断を行う上で、各学校の出席停止者数(新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者及び発熱等の風邪症状のある者の数等)を1つの指標としております。

各学校においては、毎日12時(午前と午後に分けて分散登校を行っている場合は14時)までに、「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力をお願いします。

入力方法については、別紙8-3を御確認ください。

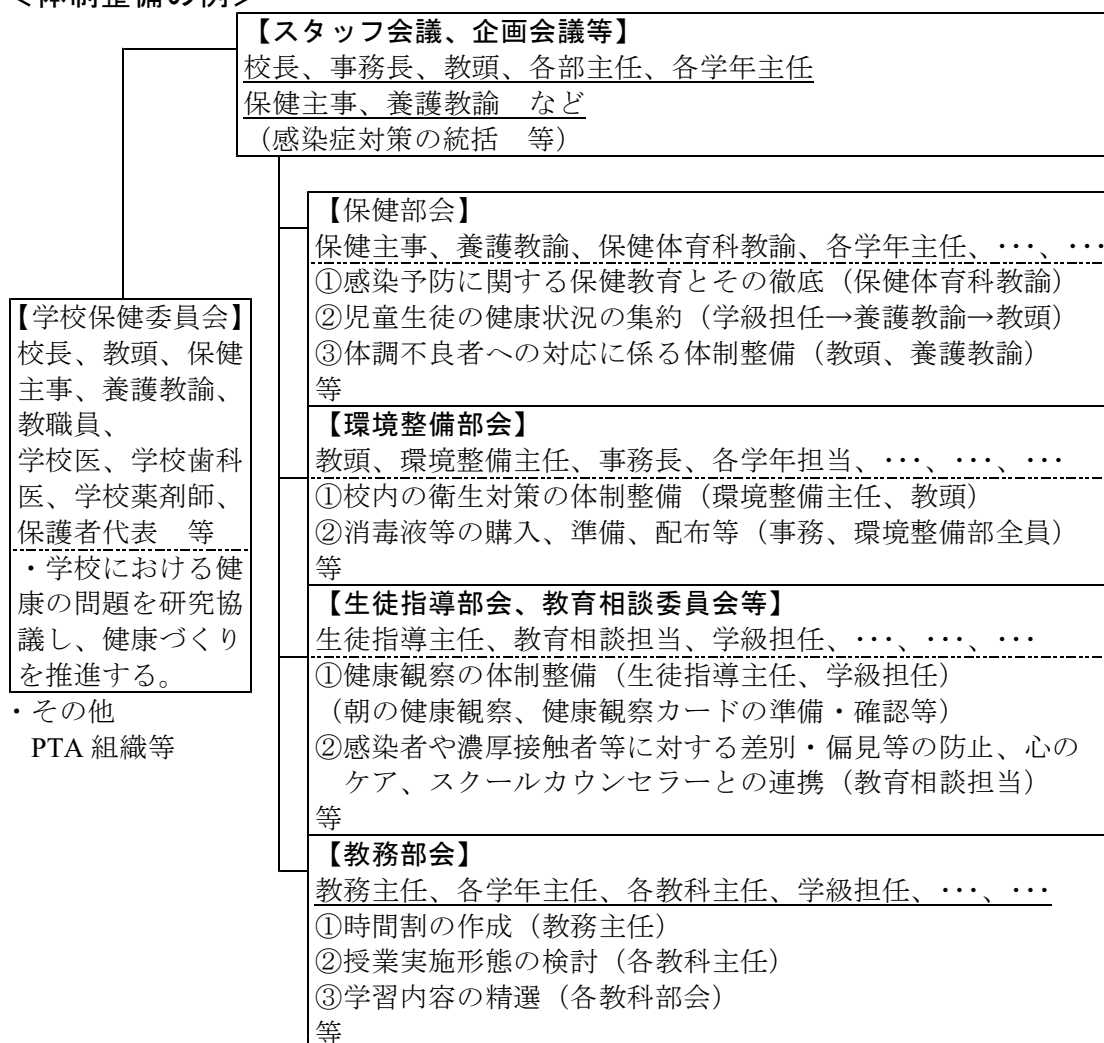
2 校内体制の整備と役割分担

各学校においては、学校長を責任者とし、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備します。体制整備にあたっては、既存の委員会等を活用し、学校の規模や職員構成に応じた組織となるよう工夫し、実働的な組織となるよう努めます。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、当面の間、継続することが想定されるため、**学校長は、一部の職員の業務が過重とならないよう配慮し**、以下の例を参考に、全教職員による協働体制のもと、役割分担をしながら実施します。

なお、併せて、学校医、学校薬剤師等との保健管理体制を構築します。さらに、「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝晩の検温、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、保護者や地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

<体制整備の例>



3 報告・連絡・相談体制の整備

(1) 関係機関への連絡

- ① あらかじめ、学校所在地を所管する保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有します。
- ② 平日、新型コロナウイルスに関する臨時休業等の相談がある場合は、下記担当あてにお願いします。
- ③ **感染者の報告はFORMSに入力をお願いします。**

【平日、県立学校からの新型コロナに関する相談】

保健体育課健康体育班 今枝 098-866-2726

緊急ではない連絡・相談は下記アドレスへ一斉送信してください。
担当者から回答いたします。

保健体育課健康体育班 今枝 E-mail imaedase@pref.okinawa.lg.jp

- ③ **休日や夜間に臨時休業等の緊急な報告・連絡・相談等がある場合は、下記連絡先へご連絡ください。**

【休日・夜間等の患者発生等に関する緊急連絡先】

保健体育課 携帯 070-7648-5780

(2) 教職員への連絡

- ① 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有します。
- ② 校長は、教職員が感染者となった場合など、本人以外の緊急連絡先が必要になった場合に備え、可能な範囲で把握しておいてください。
※ 感染等情報報告（保健体育課：別紙8-1、8-2、8-3）
感染者のサービス（学校人事課）

(3) 保護者、児童生徒等への連絡

- ① 保護者への連絡体制（メール・電話による連絡など）を確認します。
また、学校のホームページを活用した情報提供方法を整備します。
※ 学校のホームページへの情報掲載については、個人の特定につながらないように注意してください（感染者発生状況等は掲載しません）。その他、連絡体制・方法の詳細については、県立学校教育課が発出している文書を御確認ください。

4 学校における感染症対策の概要

学校における変異株への対策については、これまでと同様に、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策や、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが重要です。

(1) 保健教育（家庭との連携を含む）

学校生活においては、昼食時間や登下校など教職員の目が届きにくい所での児童生徒等の行動が学校内感染のリスクとなります。

学校生活にあたっては、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避けることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

※文部科学省資料 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

※県教育委員会資料 <https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/singatakorona.html>

(2) 感染症対策の3つのポイント

① 感染源を絶つ⇒ 発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

本ガイドラインP5～6「5 健康観察の徹底」

- (1) 家庭における健康観察
- (2) 学校における健康状態の把握

② 感染経路を絶つ⇒ 手洗い、咳エチケット、清掃・消毒の徹底

本ガイドラインP7～8「6 基本的な感染症対策の徹底」

- (1) 手洗い
- (2) 咳エチケット
- (3) 清掃・消毒

③ 身体全体の抵抗力を高める⇒ 身体全体の抵抗力を高めるため、以下を心がけるよう指導します。

- | | |
|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・十分な休養及び睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事 | } 規則正しい生活習慣 など |
|---|-------------------|

(3) 集団感染のリスクへの対応

集団感染のリスクが高まるとされる、3つの条件（3つの密：密閉、密集、密接）の「重なり」や、「1つ1つの条件」が発生しないことを目指します。政府において「3密」と「大声」に注意することが必要であると言われています。

- ① 「密閉（換気の悪い密閉空間）」の回避 ⇒ 換気の徹底

本ガイドラインP9～10「7 換気」

- ② 「密集（多数が集まる密集場所）」の回避 ⇒ 身体的距離の確保

本ガイドラインP10 「8 身体的距離の確保」

- ③ 「密接（間近で会話や発声をする密接場面）」への対応⇒ マスクの着用

本ガイドラインP10～11「9 マスクの着用」

5 健康観察の徹底

(1) 家庭における健康観察

- ① 児童生徒等は、朝晩、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状（※1）がある場合には、自宅で休養することを徹底します。また、症状がひどくなる場合は医療機関へ相談しましょう。

（地域の感染レベルが2及び3の場合は、同居の家族に未診断の風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください。）このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

【すぐに相談が必要な場合】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）」やかかりつけ医療機関（小児の場合、小児科医による診察が望ましいとされています）に電話等で相談するよう、保護者に周知します。

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

◆上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（※2）

（※2）症状が続く場合は必ず相談します。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談します。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様です。

【新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）】

098-866-2129

【発熱等の風邪の症状とは】（※1）

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のことをいいます。

但し、鼻汁など基礎疾患の症状である場合を除きます。

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症ガイドライン（2021.8.18 Ver 6）学校人事課（健康管理班）から抜粋」

(2) 学校における健康状態の把握

毎日、登校時、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを確認します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察シート」（別紙4または5）**またはアプリ**などを活用します。

家庭で確認できなかった児童生徒等は、学校が定めた場所で、検温及び健康観察等を行います。また、「健康観察シート」は、学校において患者が発生した場合等に備え、記入済みのカードも1ヶ月分は学校にて保管するようにしましょう。

① 地域の感染レベル1

- ・「健康観察シート」には児童生徒の健康観察結果を記入する欄を設け、保護者へ記載を依頼します。（別紙4）

② 地域の感染レベル2及び3

- ・「健康観察シート」には児童生徒に加え、家族の健康観察結果を記入する欄を設け、保護者へ記載を依頼します。（別紙5）
- ・登校時の健康状態の把握は、校舎に入る前に教職員が行います。

【学校で（登校時を含む）児童生徒等の発熱や風邪の症状を確認した場合】

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、**軽症の場合は抗原キット等を活用し自己検査、自宅療養をすすめます。症状がひどくなる場合、希望する場合は医療機関への相談を勧めます。**また、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導しましょう。

また、発熱者等の待機場所として、保健室以外の別室を設けるようにしましょう。別室を設けることが難しい場合は、保健室内をついたて等で区切り、対応エリアを分ける等により、他の児童生徒等（ケガ、心身の不調等）と可能な限り接しないように工夫しましょう。

なお、発熱者等を早退までの間待機させる場合は、必ず職員が付き添い、当該児童生徒等の帰宅後は、換気を十分に行った上で、消毒等の感染予防策を講じます。

抗原簡易キットを使用する場合は、文部科学省作成の手引きに沿った対応をお願いします。

※ 5ページの**【すぐに相談が必要な場合】**にあてはまる場合は、すぐに新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）やかかりつけ医療機関（小児の場合、小児科医による診察が望ましいとされる）に電話等で相談するよう、保護者に伝えます。

6 基本的な感染症対策の徹底

(1) 手洗い

① 地域の感染レベル1及び2

児童生徒等の登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共用の教材・教具・情報機器などを触る前後は手を洗うよう指導し、実践させます。

② 地域の感染レベル3

児童生徒等に、①に加え、休み時間毎にも手を洗うよう指導します。

- ◆手洗いは30秒程度かけ、水と石けんで丁寧に洗うよう指導します。
- ◆手を拭くタオルやハンカチ等は共用しないよう指導します。
- ◆手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものですので、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、実践させます。
- ◆アルコール製剤などによる手指消毒の際は、色々なところに触れる「指先」を念入りにするよう指導します。

※ これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにします。

(2) 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

基本的には、マスクを着用していれば、咳エチケットを守ることができますが、マスクを着用していない場面においてもできるように指導します。

(3) 清掃・消毒

学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であり、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、通常のコleaning活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。（感染者が発生した場合の消毒はP18を参照。）

【普段の清掃・消毒について】

- ① 清掃を行う前に、清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認します。
- ② 使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。
- ③ 床は、通常のコソバクツ活動を行います。
- ④ 大勢が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、水拭きした後、家庭用洗剤や消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。

※児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には省略可能。

- ⑤ 机、椅子は、通常のコソバクツ活動の中で家庭用洗剤等を用いて拭き掃除を行うことを検討します。（特別な消毒作業は必要ありません）

※ 新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いての清掃は、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。ただし、児童生徒にアレルギー等がある場合は、他の清掃を担当させる等、配慮しましょう。

※ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用前後に手洗いをするよう指導します。

※ 清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要です。

【日常のトイレ使用と清掃について】

- ・日頃から、トイレ内はよく換気します。
- ・フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流すよう指導します。
- ・清掃は十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じた上で実施します。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバクツ活動を行います。
- ・清掃後は石けんによる手洗いを十分に行うよう指導します。

【確認事項】

- ◆清掃・消毒を行うにあたっては、学校薬剤師等と連携してください。
- ◆使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、衛生管理マニュアルや厚生労働省・経済産業省・消費者庁の特設ページ等の信頼できる情報源や各製品の取扱説明書等をよく確認の上、適切に清掃・消毒を行ってください。
- ◆人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。
- ◆消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ◆換気を十分に行います。

7 換気

換気（空気の流れを作る）は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓（やドア）を同時に開けて行うようにします。また、休み時間は必ず換気を行います。

（1）常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10 cmから20cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

（2）常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にしましょう。

（3）窓のない部屋

常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努めます。

（4）体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

（5）エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する時においても換気は必要です。

（6）換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転しながら、窓開け等による自然換気（（1）又は（2））を併用するようにします。

換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしましょう。

（7）冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

イ）室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応しましょう。

ロ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能です。学校環境衛生基準では、1500ppm を基準としています。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされており、**昼食時には換気を強化するなど**、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

8 身体的距離の確保

(1) 地域の感染レベル1及び2（別紙1-1、1-2参照）

- ① 児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を取ります。
- ② 座席等を使用しない場合であっても、1メートルを目安に身体的距離を確保します。

(2) 地域の感染レベル3（別紙1-1、1-2参照）

- ① 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するよう座席配置を取ります。
- ② 座席等を使用しない場合であっても、可能な限り2メートル（最低1メートル）の身体的距離を確保します。
- ③ このような場合、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、分散登校となる場合があります。学校運営方法については、流行状況に応じて県立学校教育課から発出される文書を確認します。

9 マスクの着用

無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるため、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうる学校教育活動においては、飛沫を飛ばさないよう、身体的距離が十分とれない時や公共交通機関（バス、モノレール等）を利用する場合はマスクを着用するよう指導します。

ただし、**マスクの着用については、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行**

った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じ、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う。

学校教育活動の様態や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応してください。

また、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、留意が必要です。

◆十分な身体的距離が確保できる場合、マスクの着用は必要ありません。

◆屋外では原則マスクの着用は不要です。

(会話をする際に、十分な身体的距離が確保できない場合には、マスクの着用を推奨します。)

◆屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用は必要ありません。

◆登下校中

- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、屋外でマスクを外すよう指導します。ただし、感染リスクを避けるため、人と十分な身体的距離を確保し、会話を控えるよう指導します。

◆体育の授業及び運動部活動においては、マスクの着用は必要ありません。

◆気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。

- ・マスクを外す際は、できるだけ身体的距離を保ち、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先させてください。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

なお、特に夏期のマスク着用時においては、**熱中症に注意**します。

- ・のどが渇かなくても定期的に水分補給をするよう指導しましょう。
- ・エアコンのある教室等を中心に活動しましょう。

- ・冷房時でも換気は必要であり、換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- ・毎日の家庭や学校における健康観察は、熱中症予防においても有効です。規則正しい生活を心がけるよう指導し、体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で休養するよう指導しましょう。

【フェイスシールド・マウスシールドの活用について】

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

10 感染者等が発生した場合の対応

(1) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染者と診断された場合、(2) 感染が疑われる場合、または、(3) 濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した等）場合、学校には、通常、本人または保護者からその旨の連絡がされることとなります。

学校は、保護者に対し、上記(1)(2)(3)の場合は、速やかに学校に知らせるよう依頼しておきましょう。

学校は、感染者発生に備え、当該児童生徒の行動履歴等を把握しておきましょう。

(1) 感染者が発生した場合の対応

学校は、児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、以下（別紙 6-1 参照）の通り、教育委員会及び学校医等と連携し、教職員の協力を得て、適切な対応を行ってください。下記③～⑧については、同時対応や一部順序が入れ替わることもあります。状況に応じて、対応してください。

学校に対し積極的疫学的調査が可能な保健所は、感染者へ行動履歴の聞き取りを行った上で、感染者が感染可能期間に登校している等、学校において濃厚接触者の特定が必要な場合は、学校へ連絡をします。学校は、

保健所から連絡を受けた場合、濃厚接触者の特定等に協力してください。その他、保健所から依頼事項（濃厚接触者へ保健所の資料を配付する等）があれば、協力をお願いします。

① 保護者等からの報告

別紙6-1のイメージ図①（以下、「イメージ図」という。）のように、HR担任等が児童生徒及び保護者から新型コロナウイルス感染症と診断された旨の連絡を受けたら、「**新型コロナウイルス感染症 聞き取り・報告用紙（県立学校）**」（別紙8-1）について聞き取り、イメージ図②に従い、教頭、校長へ報告してください。

② 保健体育課への報告

教頭は、イメージ図③に従い、**保健体育課へ感染者発生**の報告をFORMSに入力します。

③ 感染者の出席停止等

校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります（保健体育課）。また、担任等は、感染者の出席停止期間において、イメージ図⑤に従い、可能な限り、健康観察や心のケア等に努めてください。

感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします（学校人事課）。

学校は、**学校等欠席者・感染症情報システム**へ、すみやかに入力します（別紙8-3）。

④ 学校医への報告等

学校は、必要に応じて学校医へ感染者発生の概要（イメージ図③と同程度の内容）について報告します。学校医から今後の学校運営方法について助言があれば、保健体育課へ報告しましょう。また、健康観察方法等について助言があれば、今後の対応等に活用しましょう。

⑤ 学校運営方法の検討

保健体育課は、イメージ図④に従い、②の学校からの報告内容及び必要に応じて、臨時休業の要否について判断します。

ア 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

保健体育課は、当該学校において、感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学校保健安全法第20条に基づき**学校の一部（学級や学年単位など必**

要最低限の範囲)の臨時休業の措置をとるよう、**イメージ図④**に従い、学校へ指示します。

学校は、学校等欠席者・感染症情報システムへ、すみやかに入力します(別紙8-3)。

【学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ(例)】

- ◆家庭内感染ではない感染者が複数発生している。
- ◆感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった。
- ◆学校等欠席者・感染症情報システムの入力や学校の報告等により、過去1週間程度の間、感染者が発生したクラスを中心に、発熱等の風邪症状の出席停止者数及び保健室来室者数等が増えている。

イ 学校内で感染が広がっている可能性が低い場合等

⑤アのような状況でなければ、臨時休業は実施する必要はありません。

⑥ 【保健所が対応】感染者の学校等における感染可能期間の行動履歴調査と保健所への報告

保健所から濃厚接触者等の特定を求められた場合は、別紙6-2を参考に、保健所が提出を求める内容を確認した上で、別紙10等を活用し資料を作成する。

【保健所への提出に係る注意事項】

- ◆濃厚接触者の定義(※2)については、下記を参照ください。
- ◆学校が保健所から提出を求められる主な内容は、別紙6-2となります。参考にしてください。
- ◆ただし、保健所が学校へ提出を求める内容は、感染者発生の状況により異なります。提出すべき内容は必ず保健所へ確認しましょう。
- ◆教頭は、感染者(保護者)を通して、保健所の担当者名を確認し、連携を図りましょう。
- ◆教頭は、万一の17時以降の保健所への相談等に備え、時間外の連絡方法について確認しておきましょう。

※1 感染可能期間とは

- 「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

* 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、
嘔気・嘔吐など

●「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

※2 濃厚接触者とは

●「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」「(無症状病原体保有者)を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※1・2の出典

(「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」から一部抜粋
国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年1月8日版)

【沖縄県内の保健所】

学校関係者に感染者が発生した等により保健所へ連絡する場合は、下記を御参照ください。

| 保健所名 | 管轄市町村 | 電話番号 |
|--------|---|------------------------------|
| 北部保健所 | 名護市、本部町、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊平屋村、伊是名村 | 0980-52-5219 |
| 中部保健所 | 宜野湾市、沖縄市、うるま市、北谷町、嘉手納町、読谷村、中城村、北中城村、金武町、恩納村、宜野座村 | 098-938-9701 |
| 南部保健所 | 浦添市、南城市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、座間味村、南大東村、北大東村 | 098-889-6591 |
| 宮古保健所 | 宮古島市、多良間村 | 0980-73-5074 |
| 八重山保健所 | 石垣市、竹富町、与那国町 | 0980-82-4891 |
| 那覇市保健所 | 那覇市 | 098-853-7962 098-853-7971 |

⑦ 教職員等への説明、児童生徒及び保護者等への周知及び感染症対策の強化

学校は、に従い、状況に応じて、小委員会や職員会議

等にて、学校における新型コロナウイルス感染者発生及び学校運営方法等について、教職員等へ説明します。

また、**イメージ図⑦及び⑧**に従い、必要に応じて、県立学校教育課が発出している文書や別紙7を参考に、感染者発生、学校の運営方法及び感染症対策の強化等について、児童生徒等及び保護者へ周知し、理解を求めます。(県立学校教育課)

さらに、児童生徒等及び教職員に対し、感染症対策について、再度、指導・確認するとともに、必要に応じて、感染者発生学級・学年を中心に、文科省の衛生管理マニュアルを参考にして、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫をしましょう。

⑧ ⑤において臨時休業を指示された者及び感染リスクの高い場面での接触がある者に対する臨時休業・出席停止等

ア 校長は、⑤において設置者から臨時休業の措置をとるよう指示された場合は、**イメージ図⑨**に従い、学校保健安全法第20条に基づく**臨時休業**の措置を児童生徒へ指示し、安全に帰宅させます。また、学校は、すみやかに、学校等欠席者・感染症情報システムへ入力します(別紙8-3)。

イ 校長は、**感染リスクの高い場面での接触がある**児童生徒等(⑧-アの対象者を除く)について、**イメージ図⑨**に従い、学校保健安全法第19条に基づく**出席停止**の措置をとり、安全に帰宅させます。また、学校は、すみやかに、学校等欠席者・感染症情報システムへ入力します(別紙8-3)。

【緊急下校させる際の注意事項】

- ◆マスクを着用させる。
- ◆保護者へ連絡し、理由を説明する。

ウ アまたはイに、教職員等がリストに含まれている場合も、同様の取り扱いとしてください(学校人事課)。

エ ⑥の調査により、感染可能期間に他の児童生徒及び教職員等と接触がない場合は、出席停止の措置等は必要ありません。

オ 校長は、**感染リスクの高い場面での接触があると特定された者について、PCR 検査等の結果判明、または、最終接触日の翌日から 5 日が経過するまでを出席停止措置とします。**

担任等は、当該者に対し、健康観察や学習支援を行います。

⑨ 感染者に対する配慮等

感染者が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行ってください（県立学校教育課）。

⑩ 感染者発生時の消毒について

保健所等より指示がある場合には、その指示に従い消毒を行います。特段の指示がない場合は、**イメージ図⑩**に従い、学校薬剤師等へ相談の上、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の 2 日前から使用した場所のうち、汚染が想定される物品・箇所（高頻度で触った物品・箇所）を、学校人事課（健康管理班）作成の「感染者が発生した施設の消毒について」を参考に、教職員が消毒します。

学校は、万一の感染者発生に備えて、必要数の防護具を準備しましょう。

なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、24～72時間くらいと言われているため、その教室等の立ち入りを禁止して、できるだけ72時間が経過した後に消毒作業を開始しますが、その対応ができない場合は、**学校人事課（健康管理班）作成の「感染者が発生した施設の消毒について」**を参考に、消毒作業を行います。

※「感染症対策等の学校活動支援事業」を活用し、専門業者に消毒作業を委託することも可能です。あらかじめ予算立てを行っていない学校は、保健体育課に御相談ください。

⑪ 感染者の再登校について

感染者は、**発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に 8 日目から登校が可能となります。**

学校においては、感染者の**登校可能日**について、「保護者等から口頭により確認」をしてください。必要であれば、別紙 11 を参考に「保護者記入文書による確認」を行います。

【留意点】

学校が、「保護者記入文書による確認」を行う場合は、学校職員が誤って保護者に対し、保健所や医療機関等の記入を求めることがないように、学校内で共通理解を徹底してください。また、保護者に対しても、保健所や医療機関等へ記入を求めないように、周知を徹底してください。

また、感染者の中には、療養後も症状（嗅覚障害、味覚障害等）が継続する者がいますが、**療養期間を満たしていれば、**他者への感染はないと考えられるため、登校は可能です。

ただし、感染した者が再登校した後、新たに発熱等の風邪の症状がみられる場合は、5（2）と同様の対応となります。

（2）感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ① 感染が疑われる者とは、濃厚接触者以外で症状があり検査を受けている者、または、感染者と接触があり、学校長が出席停止を指示した者とします。
※ 感染症対策上、出席停止措置の必要がないと判断した場合は、すみやかに措置を解除してください。
- ② 報告について
学校は、感染が疑われる者を把握した場合、別紙8－3の手順で、学校等欠席者・感染症情報システムへ入力をお願いします。
- ③ 感染が疑われる者が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行ってください。（県立学校教育課）
- ④ 感染が疑われる者の感染が判明した場合は、（1）感染者が発生した場合の対応へ移行します。

【感染者発生に備えて】

保護者等から学校に、発熱等の風邪症状等があり、新型コロナウイルス感染症の検査を受けている旨の連絡が入った時は、感染者発生となることを想定して、当該児童生徒等の詳細な情報（下記①②）を収集しておくこと、感染者発生時の初動対応がスムーズに行えます。

- ① 本人の発熱等の症状が出始めた2日前からの行動等を時系列で整理します。（別紙9等を御活用ください。）
※ 学年・組、性別、部活動の有無、最終登校日、症状の有無と発症日、検体採取日、症状が出た日の2日前からの行動履歴（おおまかなもので可）等
- ② 本人の行動履歴に基づき、児童生徒等及び教職員の**感染リスクの高い場面での接触がある者を確認します。**（別紙10等を御活用ください。）

（3）濃厚接触者が発生した場合の対応

- ① 濃厚接触者の定義等については、P15 10（1）⑥に掲載しています。御参照ください。
- ② 報告について
学校は、濃厚接触者を把握したら、別紙8－3の手順で、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力をお願いします。

③ 濃厚接触者が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行ってください。（県立学校教育課）

④ 濃厚接触者が、保健所が実施する積極的疫学調査等により検査を受け陽性が判明した場合は、(1)の感染者が発生した場合の対応へ移行します。

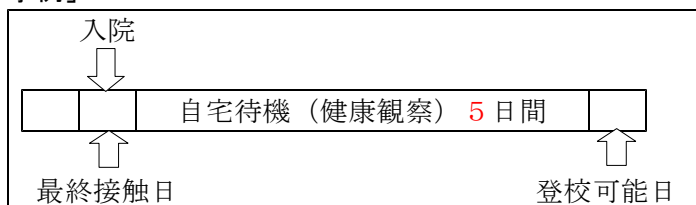
【濃厚接触者の自宅待機期間の考え方】

濃厚接触者の自宅待機期間は、保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触をした翌日から**5日間**が基本 ※最終接触日から2・3日目の抗原キット検査陰性の場合、3日目から登校可能）となりますが、同居家族が感染者となり児童生徒等が濃厚接触者となった場合、現時点において、下記のようなケースが見られます。

児童生徒等（濃厚接触者）と感染者との最終接触日が「いつ」であるかを判断するのは保健所となります。

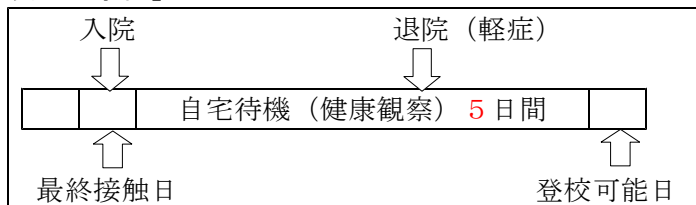
・**ケース1**

「感染者が病院や療養所（ホテル）等において治療を行い、治癒して帰宅した事例」

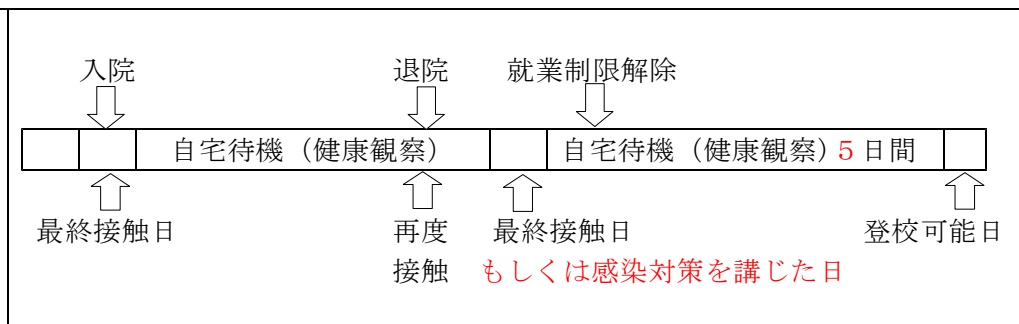


・**ケース2**

「感染者が病院や療養所（ホテル）等において治療を行い、軽症となり自宅に戻った事例」



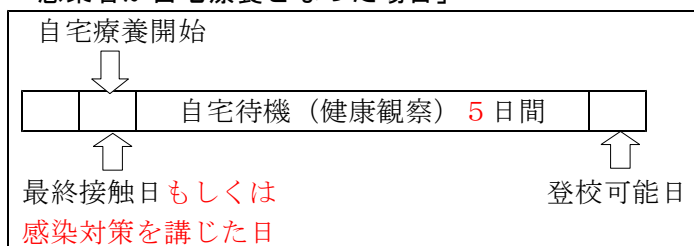
※ 濃厚接触者の自宅待機期間中に感染者は自宅に戻っていますが、保健所が家庭の感染対策等により、再接触はなく、自宅待機5日間経過後、登校可能と判断したケースです。



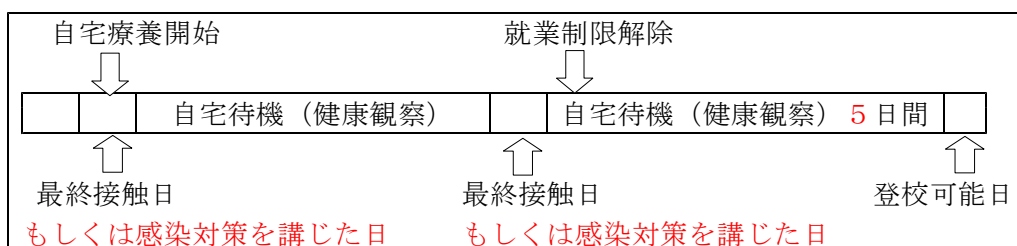
※ 濃厚接触者の自宅待機期間中に感染者が自宅に戻り、再度接触し、保健所が感染者の就業制限解除の前日が最終接触日と判断したケースです。

・ ケース 3

「感染者が自宅療養となった場合」



※ 感染者は自宅療養を行っていますが、家庭の感染対策等により、保健所が自宅待機5日間の後、登校可能と判断したケースです。



※ 感染者の自宅療養により、保健所が感染者の就業制限解除の前日を最終接触日と判断したケースです。

※ 上記のように、家庭内感染の場合は、感染者の入院等の状況により、濃厚接触者の自宅待機の期間に変更が生じているケースもあります。濃厚接触者に特定された児童生徒等及び保護者には、「いつから登校できるのか」を保健所にしっかり聞いておくように依頼しておきましょう。

11 児童生徒のワクチン接種について

現時点においては、5歳以上の児童生徒に新型コロナワクチン接種が可能となっております。ワクチン接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切です。

また、児童生徒が新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによつて、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、以下の点について児童生徒に指導し、保護者にも御理解いただけるよう努めてください。

- ・ ワクチンの接種は強制ではないこと。
- ・ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

また、ワクチンに関する医学的知見を必要とする問合せについては、「沖縄県新型コロナウイルス感染症ワクチン専門相談コールセンター」や各市町村新型コロナウイルスワクチン担当部局に相談するよう保護者に伝えましょう。

【沖縄県新型コロナウイルス感染症ワクチン専門相談コールセンター】

098-894-4856

12 出席停止等の取扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）

児童生徒等の出席停止等の取扱いは、原則、以下のとおりとします。

| 状況 | 児童生徒等の出席停止等の取扱い |
|--|--|
| 感染が判明した者 P12 →10（1） | 治癒するまで「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 |
| 感染が疑われる者 P19 →10（2） ①症状があり検査を受けている者 ※濃厚接触者は除く ②感染者と接触があり、学校長が出席停止を指示した者 ※検査を受けている者を含む | 「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 (再登校日については、かかりつけ医や検査を実施した医師へ確認するよう伝えます。) 「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 (感染症対策上、出席停止措置の必要がないと判断した場合は、すみやかに措置を解除します。) |
| 濃厚接触者に特定された者 P19 →10（3） | 感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して 5日間 は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 (最終接触日から2・3日目の医療用抗原キット検査陰性の場合、3日目から登校可能) |
| 発熱等の風邪症状がみられる者 | 「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 (原則として、症状がなくなれば登校は可能ですが、本県警戒レベル第4段階等においては、再登校の基準を別に定める場合があります。) |
| 児童生徒等に症状等はないが、同居の家族に 未診断 の発熱等の風邪症状がみられる者 | 【レベル2・3の感染状況の段階にある地域】 「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 ※単に、同居する家族の「濃厚接触者特定」や「PCR検査受検」のみでは出席停止とはなりません。 ※同居の家族に症状がなくなれば登校は可能です。 |

| | |
|--|--|
| <p>医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医等に相談の上、登校すべきでないと判断された場合</p> | <p>「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録</p> |
| <p>児童生徒等に症状等はないが、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合</p> | <p>生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録 ※判断に当たっては、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえる必要があります。</p> |
| <p>・感染者と直接の接触はないが、PCR検査を受検する場合 ※大会や検定への参加目的や自主的に検査を受ける場合等</p> | <p>期日や場所の選択が困難であり、かつ、検査場所までの移動に長時間を要する場合等は、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録 ※沖縄本島内には検査機関は複数あります。できるだけ放課後や土日に検査するよう勧めてください。</p> |
| <p>新型コロナワクチンを接種を受ける場合</p> | <p>期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等は、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録</p> |

| | |
|---|--|
| <p>新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応が出た場合</p> <p>① 接種医等の医師が登校を認める場合</p> <p>② 発熱等の風邪の症状が見られ、接種医や実施市町村等の実施主体に登校の許可が確認できない場合</p> <p>③ 発熱等の風邪の症状以外があった場合</p> <p>④ 副反応が継続し、登校できない場合</p> | <p>「登校可能」とします。</p> <p>「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とします。 (原則として、症状がなくなれば登校は可能ですが、本県警戒レベル第4段階等においては、再登校の基準を別に定める場合があります。) ※副反応であるかないかに関わらず、発熱等の風邪症状がみられる者と同じ対応となります。</p> <p>児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断します。</p> <p>「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※④は、発熱等の風邪の症状の原因が新型コロナウイルス感染症ではなく、新型コロナウイルスワクチン接種によるものと診断を受けている者が該当します。診断を受けるまでは②または③とします。</p> |
| <p>新型コロナウイルス感染症の後遺症で登校できない場合</p> | <p>「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とします。 ※療養期間終了後も症状が継続し、医師によりコロナ後遺症（疑い）と診断されている者</p> |

13 連絡先

◎新型コロナウイルス感染症全般に関すること

〃 に係る体育・部活動、学校給食、学校安全に関すること
教育庁保健体育課 電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472

◎新型コロナウイルス感染症に係る学習、学校行事、児童生徒及び保護者への連絡、特別支援教育等に関すること

教育庁県立学校教育課 電 話 098-866-2715 F A X 098-866-2718

◎新型コロナウイルス感染症に係る教職員向けガイドライン、施設の消毒、休暇等に関すること

教育庁学校人事課 電 話 098-866-2730 F A X 098-866-2724